

令和6年12月20日

新城市長 下江洋行様

新城市市民自治会議
会長 斉藤徹史

新城市市民参加手続きガイドラインに基づく市民参加調査結果について（提言）

新城市自治基本条例第4条には、まちづくりの基本となる市民主役、参加協働、情報共有の3原則が規定されています。市民が主役となり、参加協働するためには情報共有が必要であり、行政は、タイムリーな情報を市民へ提供しなければなりません。

市民参加の機会を確保し、適切かつ速やかな情報共有を図るために、市は令和4年度に市民参加手続きの基準となるガイドラインを制定しました。

このガイドラインを制定後、各課が事業を実施する初年度が令和5年度にあたり、新城市市民自治会議では、各課から提出された実施状況調査票に基づき、意見を取りまとめました。本会議の提言を尊重し、一層積極的な市民の市政参加が進むことを期待し、下記のとおり提言します。

記

1 調査票のあり方について

複数年にわたる事業があるため、実施するかどうかを決定する段階から施行する段階まで一連で確認できる様式に変更し、アンケートを実施した年度、パブリックコメントを実施した年度など事業全体で、いつどのような市民参加が図られたか一目でわかるものが望ましい。

2 市民参加手続きを実施する事業の判断について

制度自体が市民参加が前提である市民自治会議、市民まちづくり集会、若者議会、地域協議会、女性議会等は、調査対象外としてもよいと考える。また、市民参加を必要とする6項目のうちの「⑥その他市が必要と認めるもの」は、調査対象事業の例示を挙げられたい。

併せて、パブリックコメントだけで足りる事業はどんなものか、審議会への積極的な市民参加が図られることがふさわしい事業はどんなものか、例示を挙

げられたい。

3 市民の意見を求める事業段階について

市民に意見を求めるタイミングは、3つの事業段階のうち最も初めの「実施予定事業等を実施するかどうか決定する段階」が望ましい。特に、市民生活に密着する事業ほど市民の関心が高いため、市民の意見を適切なタイミングで聴取できる体制を整えば、地域が協力的になり事業に愛着が湧くことが期待できる。

4 情報発信の手法について

パブリックコメントを実施している事業が多いが、市民から届く意見が非常に少ないと感じられる。事業ごとに意見を求める対象を整理し、対象者に応じた効果的な手段で情報発信されるよう工夫が必要である。

5 調査票に上がってこない事業への対応について

今回調査票が提出された事業は、既に市民参加手続きが取られているため、市民自治会議でその市民参加の手法についての議論は不要である。市の全事業を把握している部署と連携し、市民意見を取り入れるべき事業を精査し、重点的に調査する必要があると考えられる。

6 個別意見

別紙のとおり

おわりに

今回提出された事業は、市の全事業のうちのごく一部であると思われ、市職員に十分に周知されているとは考えられにくい。引き続き、このガイドラインが市職員全体へ浸透するよう努め、市民へ市政に対する情報を広く共有し、市民の意見が市政へ反映され、協働してまちづくりが行われることを強く望む。

また、既に施行されている事業についても、市民が参加する検討委員会等を設置し、引き続き市民の声が市政に届く体制づくりに努められたい。

この市民参加手続きガイドラインは、はじめの一步を踏み出したところで完成形ではない。市民からのたくさんの意見を反映し、常に改善しながら、市民全体が安心して納得できる市民生活が送られるまちとなることを期待する。